

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金額	科 目	金額
<資産の部>	千円	<負債の部>	千円
【流動資産】	139,535	【流動負債】	94,889
原材料及び貯蔵品	7,081	リース債務	5,264
前払費用	4,059	未払金	33,806
未収入金		未払費用	152
立替金	128,395	預り金	14,907
		未払消費税等	2,731
		未払法人税等	38,030
		【固定負債】	
		その他	
		負債計	94,889
【固定資産】	12,394	<純資産の部>	
(有形固定資産)		【株主資本】	10,000
建物		(資本金)	10,000
車両及び運搬具		【利益剰余金】	47,040
工具器具及び備品		(その他利益剰余金)	47,040
リース資産		繰越利益剰余金	47,040
(投資その他資産)	12,394	純資産計	57,040
繰延税金資産	12,394	負債・純資産合計	151,929
資産合計	151,929		

注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示している。

(第35期)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

貯蔵品……総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)……定額法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
その他の無形固定資産は定額法

(3) リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、建築材料の加工を主な事業としている。加工業務の履行については、月初から月末までの加工業務の遂行によって役務提供が完了することにより、当社の履行義務が充足されると判断しているため、提供する期間にわたって収益を認識している。

なお、業務の請負における対価は、締切当月に回収しており、重要な金融要素は含んでいない。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針28号)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用している。

これにより、計算書類に与える影響はない。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。

これにより、計算書類に与える影響はない。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 140株

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社名	当該株式会社の議決権等の所有割合	当該関連当事者の議決権等の所有割合	科目	期末残高(円)
親会社	旭化成(株)	-	間接100%	立替金	128,395,245

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。